

令和7年度採用

九度山町会計年度任用職員の募集について

(募集職種：介護支援専門員、保健師、社会福祉士)

1. 会計年度任用職員とは

地方公務員法第22条の2第1項の規定に基づき任用される非常勤職員です。従来の「臨時職員」と呼ばれていた職が、法改正により「会計年度任用職員」という名前に変わったものです。採用されると、一般職の地方公務員となり、地方公務員法（服務規程・分限処分・懲戒処分）が適用されます。

2. 申込み

申込方法	会計年度任用職員任用申込書を、九度山町役場福祉課へ提出または郵送 ※ 様式は、九度山町ホームページからダウンロードしてください。 https://www.town.kudoyama.lg.jp また、九度山町役場福祉課（役場庁舎1階）でも配布しています。 配布時間：午前8時30分～午後5時（土・日曜日は除く）
申込期間	令和7年3月26日（水）～令和7年4月30日（水） 午前8時30分～午後5時（土・日曜日は除く） 郵送の場合は、4月30日までの消印有効。

3. 欠格要件（地方公務員法第16条）

下記の欠格要件のいずれかに該当する人は応募できません。

- ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ② 九度山町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4. 採用予定日

令和7年5月中旬以降

※ 任用期間は、採用日にかかわらず、令和8年3月31日までとなります。

5. 任用の決定

任用の決定は、書類選考及び面接によって決定します。

※裏面もご覧ください。

6. 募集人数・職務内容・資格条件

募集人数	1 人
職務内容	地域包括支援センターが行う業務 ・高齢者の介護予防ケアマネジメント業務 （ケアプラン作成等） ・総合相談支援業務 ・介護予防事業に関する業務
資格条件	介護支援専門員、保健師、社会福祉士のいずれかの資格を有する方。 パソコン操作（エクセル・ワード等）ができること。 普通運転免許を有する方。 欠格要件に該当しないこと。 日本国籍を有する方。

7. 勤務条件

任用根拠	地方公務員法第22条の2第1項
条件付採用期間	採用後1か月は「条件付採用期間」となります。 良好な成績で勤務した場合に正式採用となります。
勤務時間	週3日以上 勤務（1日7時間30分） 1日午前8時30分～午後5時
勤務場所	九度山町役場 福祉課（地域包括支援センター）
報酬額等	日額 9,041円～（月末締め翌月10日支払） ※出勤日数により変動します。 ※報酬額は現時点での予定で、変更になる場合があります。
諸手当	通勤手当、時間外勤務手当、期末手当、勤勉手当※ 等 ※1 通勤手当は、支給要件あり。 ※2 期末手当、勤勉手当は勤務期間に応じ最大2.1月分
福利厚生	健康保険、厚生年金保険、雇用保険、公務災害補償 ※勤務日数等により適用要件あり。 定期健康診断（勤務条件による）
休日	原則 土・日・祝日、年末年始（12月29日～1月3日） ※行事等によっては、土・日・祝日が勤務日となる場合があります。
休暇等	年次有給休暇（勤務日数等に応じて付与） 特別休暇（有給：結婚、忌引休暇など） （無給：産前・産後休暇、病気休暇など）

【問い合わせ】 九度山町役場福祉課（Tel 0736-54-2019（代））